

無許可営業施設等における掲示実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例(「以下「条例」という。)」第22条第3項に定める無許可営業施設等への掲示に関し、その具体的な取扱いを定めるものとする。

(掲示の条件)

第2条 無許可営業施設等について、次に掲げるすべての調査等を実施しても、なお無許可営業者等と連絡を取る手段がない場合には、条例第22条第3項の規定により、無許可営業施設等への掲示を行うことができるものとする。ただし、第4号に掲げる事項のみを実施できないときは、掲示を実施して差し支えないものとする。

- (1) 本市又は委託先によるWeb調査又は現地調査
- (2) 周辺住民等への聞取調査
- (3) 建物登記調査
- (4) 無許可営業者等に連絡を求める旨の文書投函

(掲示の様式)

第3条 条例第22条第3項に基づく掲示は、別紙様式により行うものとする。
2 前項の様式は、適宜、外国語に訳し、掲示するものとする。

(掲示方法等)

第4条 前条の掲示については、適宜、樹脂加工をするなど、通常の風雨に耐えられるものとしなければならない。
2 前条の掲示については、無許可営業施設等の見やすい場所に、ひもでくくり付けるなど、当該施設を損傷しないよう行うものとする。

(掲示の終了)

第5条 条例第22条第1項に基づく報告徴収又は立入検査ができたときは、直ちに掲示を終了し、当該掲示物を取り外すものとする。

(補則)

第6条 この要領の実施に必要な事項は、医療衛生センター長が定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

(平成30年7月9日医療衛生センター長決定)

附 則

この要領は、令和元年7月3日から施行する。

無許可営業者等に関する情報提供について

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第22条第3項の規定により、必要な情報の提供を求め、掲示します。

下記2「提供を求める情報」についてご存知の方は、下記4「連絡先」まで至急に連絡してください。

この掲示を、本市の承認なく取り外すことを禁じます。

京 都 市 長

記

1 この掲示文書の番号

京都市無許可営業施設◎◎区平成〇〇年第▲▲号

2 提供を求める情報

この施設の営業者（設置者、管理者その他関係者）の氏名、住所及び連絡先電話番号

連絡いただく際は、上記1の番号をお知らせください。

3 無許可営業施設等であることの標示

この施設は、旅館業法第3条第1項の許可を受けず（無許可）、かつ住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をせず（無届）、宿泊料を受けて人を宿泊させ、又は宿泊させている疑いのある施設です。

無許可営業・無届営業は違法行為であり、旅館業法違反として、6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられる場合がありますので御注意ください。

4 連絡先

(略)